

○9番（福永 啓君） 福永啓です。一般質問を行います。

町民の関心事でもあることから、これまでも上野地域に建設予定である廃棄物処理施設について一般質問を行ってまいりました。当初の計画では施設の建設、運営、全てを上益城広域連合内に設置された熊本中央一般廃棄物整備促進協議会で行うと理解していました。その後、処理施設の計画が民間主体への計画へと変更になり、上益城広域連合内の協議会は解散され、御船町議会の全員協議会や地元の住民説明会において、今後上益城広域連合が主体的に取り組んでいくと、説明がありました。

一方で、6月議会に処分建設に関する予算が提出された際には、町執行部から、町独自に行わなければならない部分もあり、今回はその際のその部分の予算であるといった説明がなされました。しかし、御船町議会としましては、これまでに新たな民間主体の建設においても、上益城広域連合が主体的に行うとの説明しか受けておらず、これまでの説明をもとに、その事業は上益城広域連合が主体的に行うべき事業であり、町独自でやるべき事業ではないのではないかなどといった観点から、その部分を減額修正した修正動議の発議、可決成立したところです。

もちろん施設建設、運営の主体が上益城広域連合から民間主体の計画へと変更されたわけですので、町や広域連合の役割も自ずと変化はしてくるのでしょう。しかし、新たな計画において、具体的に町がどのような役割を担うのか、上益城連合の役割はどうなっていくのか、町民に対しても議会に対しても十分な説明がなされているとは思えません。

今回は、この計画変更に伴い、町の役割、上益城広域連合の役割がどう変化したのか、

それぞれどのような役割分担をしていくかについて質問いたします。

詳細につきましては、質問席よりいたします。

○町長（藤木正幸君） 福永議員の御船町に建設予定の廃棄物処理施設について、町の役割はどのようなものになるかについてお答えをいたします。

上益城5町が御船町上野古閑原・古閑迫地区に整備を予定しているごみ処理施設については、5町のごみ焼却施設の老朽化に伴う一般廃棄物処理に対する様々な課題を解決するだけではなく、中山間地域の活性化に大いに期待できるものであります。

しかし、一方で施設の整備に対し不安や懸念を抱かれている町民の方がいらっしゃるのも事実であります。町民の皆様の御不安と御懸念を払拭し、施設整備による効果を最大限発揮するためには、事業者と5町で構成する上益城広域連合、そして御船町それぞれが自らの役割を認識し、丁寧かつ誠実に事業を進める必要があります。

事業計画が上益城広域連合主体から民間主体の計画へと変わり、その後の協議を進める中で御船町と上益城広域連合等それぞれの役割につきましても、当初想定していたものから変化してきている部分があります。今後、事業者による環境アセスメントが実施されていますが、施設が立地する予定の町の役割として、引き続き事実に基づき、丁寧な説明に努めながら、環境アセスメントへの注視と適正なかかわり、地元寄り添った地域活性化の取組みを全庁体制で進めてまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○9番（福永 啓君） それではまず、事実関係の確認から行います。当初の計画では、設備の建設から運営に至るまで全て広域連合内に設置されていた熊本中央一般廃棄物整備促進協議会が行うことになっていたということなんでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

協議会はあくまで5町の方角性を協議する組織であります。過去に協議会の中で、広域連合もしくは新たな一部事務組合を設置して、主体的に事業を行うべきではないかといった議論があったということは承知しております。その後、広域連合が事業主体となり、用地取得、用地造成、環境アセスメント、施設整備、運営、この全てを行うことで進んでおりました。

また、施設の運営につきましては、直営化していく管理下などまでは決まっておりました。

○9番（福永 啓君） 協議会が主体ではなくて、当初、あくまでも広域連合が主体という計画で進められていたわけですね。それが新たな計画ではどのように変更されましたか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

用地の取得及び造成に関しましては従来どおり広域連合が行いまして、新たに用地の貸付を広域連合が、施設の建設、運営は民間事業者が行う計画となりました。また、上益城5町が運営に関与するため、民間事業者に対しまして一定額の出資を行うという計画になっています。

○9番（福永 啓君） 出資といいますと、結局は株式の取得になると思うんですが、どの程度の割合の株式を取得される計画ですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） 出資額またその割合についてですけれども、まだ協議段階ではありますが、経営に実質的主導権を有するほどの額、割合というものは考えられておりません。あくまでも事業主体及び経営主体は民間事業者であると考えています。

○9番（福永 啓君） 株式を町が取得するということですね。これは第三セクターを町が作るんですか、なんていうことを聞かれたことがあります。第三セクターの定義にもよりますが、熊本バスです、これは御船町がほんの少しだけ株式を持っていますよね。だからといって、熊本バスは第三セクターとは普通言わないです。もっと大きな割合だと、例えば電力会社、JR、これも公的機関、自治体や国などが一定割合の株式等を持っています。しかし、これらも普通第三セクターとは、私たちは思わない。たしか東京ディズニーランド、オリエンタルランドですね、そこも千葉県が株式を相当数保有していたと思います。だけど、そこは第三セクターですかと言うと、私たちは一般的にそこは第三セクターとは思っていないです。

今回の事業計画のように、町が一定程度出資すると、広い意味で言えば第三セクターになるのかもしれないかなと思いますが、これは一般感覚で言う第三セクターとは違うように感じます。一般的な第三セクターのイメージとしては、町と民間企業が共同で出資し、町が民間企業と共同で事業主体及び経営主体として経営に当たる。そういった感じだと私は個人的に理解しています。

でも今回のケースはそうではないわけですから、あくまでも民間企業に対して物を言う株主として、御船町が株式を保有するという理解が一番適當ではないかなと思います。

そうしますと、基本民間の事業をやるんですよ。例えば県が造成した工業団地の土地

を、民間企業が県から借りて工場等を建設するという、一般的な企業誘致のパターンと基本的には同じになってしまうのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。例えば、御船の県営白岩工業団地に企業が進出する場合と、形の上では同じになっているような気がするのですが、何か違うところがあるのですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

県等の工業団地の場合につきましては、基本的に土地は事業者売却されるケースがあります。また、一部賃借もあります。議員御指摘のように、今回の形態につきましては、工業団地に進出する企業の場合と同じということになります。

また、先ほど議員が御指摘された東京ディズニーランドも千葉県が造成した土地を購入し、千葉県が整備されていると聞いています。

一方で、一番大きな違いは、今回の事業の一番大きな違いは、住民の懸念に対応する環境保全協定や立地協定など、町と企業が結びまして、その遵守を土地の賃借契約に反映されるなど、企業側からすれば厳しいとも言える条件を付すことなどが計画されている点、また、企業の経営自体に直接意見ができるように、町が一定額を出資する計画がある点などです。

町は、これまで町内の進出企業に対しまして、幾つも立地協定を結んでまいりましたが、これまでの協定と比べましても、より地域住民の立場に立った、条件を付した協定を結んで、株主の立場からその協定が遵守されるよう監視していくということも計画しているところです。

○9番（福永 啓君） やはり私企業が、民間企業に対して、物言う株主として株式を保有するということになるかなと思いますが、その株式ですが、これは広域連合として保有するのですか、それとも5町がそれぞれ個別に取得するのでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

本年3月28日に締結されました環境アセスメント実施等に向けた基本協定には、5町が新会社への一定額の出資を行う旨が記載されております。ただ、その出資額を含め、各町がそれぞれ出資をするのか共同で出資をするのかまでは、現時点においては決まっていない状況です。

○9番（福永 啓君） いずれにせよ、御船町が単独で株式に出資するわけでもなく、土地も御船町が単独で貸すわけではないわけですから、5町それぞれの利害が対立することも、

やはり争点に入れておかなければいけない、そういうふうに思います。そのようになった場合、先ほどおっしゃったように、御船町の利益や地域の思いが十分に反映されるのでしょうか。御船町の立場に立った、地域住民の立場に立った、管理監督が、これは行えるのでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 御指摘の部分の調整を担うのが広域連合であり、私の役割だと思っております。町が大きな事業を行う場合、地域の利益や地域の思いは尊重されなければなりません。今回の事業において、地元である御船町の利益や思いが十分に尊重されるよう、広域連合の議論においても、御船町の立場に立って、私自身主張してまいりたいと思っております。

また、このような考え方は、上益城5町の首長の皆様にも十分理解いただいていると思います。

今回の事業が円滑に進むよう、全面的なサポートを、広域連合の5町の首長も約束いただいているところであります。

○9番（福永 啓君） さてこれからが、本題とも言える部分なのですが、これまで広域連合が主体的になどと説明を受けてきました。ここまでの議論でも、広域連合が主体的に行う部分がわからなくなってきたところではあります。まず、これまで県から新たな計画の情報提供があつてから今まで、広域連合はどのように主体的にかかわってきたのですか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

事業計画が変更された経緯はこれまでも説明してまいりましたが、令和3年3月に県から新たな事業計画の提案があつて以降、広域連合を構成する5町の首長と県より新たな事業計画の調査、協議を行ってきたところであります。

そのような調査、検討を経て、県から提案があつた民間事業者による計画は、当初の計画に比べて、5町の財政のみならず、周辺環境への負荷を大きく軽減できるとともに、5町の首長で判断したことから、当初の広域連合主体の事業計画から民間事業者による事業計画へと方針を変更し、広域連合内に設置されていた熊本中央一般廃棄物整備促進協議会を解散したところであります。

そのような経緯の中で、一部の報道が先行することになり、住民の皆様や上益城広域連合の議員の皆様、広域連合に所属する各町の議員の皆様に対する情報提供の順序や時期に関する問題が生じた事実につきましては、改めてお詫びを申し上げたいと思います。

○9番（福永 啓君） 広域連合を構成する5町の首長で、共同で計画変更を判断して、広域連合という特別地方公共団体としても計画変更を了承して、協議会を解散したということですね。

それでは、今後、広域連合は具体的にどのようにかかわっていくのですか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

今後は民間主体の事業へと計画変更されることに伴い、当然、当初の計画の主体であった広域連合の役割は変わってまいります。確かにこれまでは、上益城広域連合が主体で取り組んでいくと説明してまいりましたので、新たな計画に関して公が担うべき役割を上益城広域連合が主体となって担っていくと御理解されていたと思っております。しかし、本年3月28日、環境アセスメント実施等に向けた基本協定を締結し、協議会が解散され、環境アセスメントの具体的な手続が始まる中で、5町の首長間で協議を重ね、これまで漠然としていた町の役割、上益城広域連合の役割についても整理がついてきたところであります。

まず、今後においての上益城広域連合の主な役割は、用地取得や用地造成及び事業用地の貸付となります。環境アセスメントの調査の結果、5町が適当と判断すれば、事業者側と広域連合が所有する土地の賃貸契約を結ぶ計画で、契約内容等が守られるように、管理、監督していくことが求められます。

また、これまでの計画を協議し進めてきたのは協議会であり広域連合ですので、計画変更についての経緯などの説明は、必要に応じて今後もしっかりと行ってまいりたいと思います。

○9番（福永 啓君） 環境アセスなんですが、これは広域連合が覚書を交わしているのではないのですか。環境アセスについて、広域連合はどのようにかかわっていくのでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

環境アセスメント実施等に向けた基本協定につきましては、広域連合が締結しているものではなく、事業者と上益城5町が連名で締結をしているものであります。

また、これまでも説明したとおり、環境アセスメントは事業者が実施するものであります。熊本県知事へ、環境アセスメントに対しての意見を付すことができるのは、制度上環境影響を受ける範囲であると認められた地域を管轄する市町村長に限られております。

また、事業者は、住民等の一般の意見を徴することとも定められています。

影響を受ける市町村の範囲につきましては、御船町のみなのかというものは、まだ確定してはありますが、このように御船町や御船町の住民の方が、環境アセスメントに対して、意見を述べる仕組みは確実に担保されているところです。

○9番（福永 啓君） そうしますと、広域連合としては、環境アセスに全く関与しない、もしくは関与できないということですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

全く関与しないということではありません。広域連合は市町村長の立場で、県知事に対し、意見を述べることはできませんけれども、いわゆる地権者、地主でありますので、地域住民の立場で環境アセスメントに対して意見を付すことは制度上可能とも解釈はできます。

しかしながら、御船町を含む広域連合という特別地方公共団体と御船町という普通公共団体が相反する意見を付すということは適切でないとも考えています。これは、今後検討ということにはなりますけれども、広域連合には御船町をはじめ、影響を受ける町が県知事に対して意見を付す際や、広域連合としての意見を事業者へ述べる場合の調整役を担っていただきたいと考えています。

○9番（福永 啓君） 環境アセスの結果にももちろんよりますが、その後、環境保全協定、立地協定などへと進むことが想定されるわけですね。その協定も上益城広域連合が結ぶわけではないということですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

令和3年3月28日に締結しました環境アセスメント実施等に向けた基本協定にも、環境アセスメントの結果、5町が本事業の計画を適切であると判断した場合、改めて甲、乙、事業者及び丙、5町等は改めて環境保全協定及び立地協定等を締結するものとされております。このことから広域連合は協定には含まれないものと承知しています。

○9番（福永 啓君） ここまでの答弁を聞きましても、以前の議会及び最初の住民説明会においてなされた、今後は広域連合が主体的に、そういう説明とは大きくかけ離れているような気がします。今の答弁をまとめますと、上益城広域連合の基本的役割、それはまず地主としての責任ですね。そして、計画決定は広域連合が組織として決定したのもでもありますので、その説明責任。そして、今後5町間の連絡、調整、サポート、ということになりますよね。そして、基本それ以外は御船町が主体的に行うということになるということ

なのでしょうけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 議員御指摘のとおり、基本的にはそのような役割分担になります。

○9番（福永 啓君） 上益城広域連合が地主との責任、そして計画変更の説明責任、今後5町間の連絡、調整、サポート役を、これはしっかり担っていただくとしても、やはりこれまで説明のあった、上益城連合が主体的にということとは、これは大きく役割が変わってきていますよね。なぜこれまでの説明とは大きく異なる、そのような役割分担になったのですか。

そして、これは重要なんですけど。その役割分担だと、御船町に課される役割が増えてきて、町にとって不利になりませんか。

○町長（藤木正幸君） お答え申し上げます。

そのように思われるのも当然だと思います。これまでは、議会の説明会に対しても、今後は上益城広域連合が主体的に取り組んでいくと御説明をしまっていました。上益城広域連合と御船町の役割に対して、環境アセスメント基本協定の締結や協議会が解散されて以降、協議が進む中で、広域連合及び町執行部と町議会の相互理解を十分に図ることができていなかった点があったと思っております。

確かに議員御指摘のとおり、今後は御船町独自の役割が増えてくることが想定されますが、一方でこのことは決して町に対して不利となるものではないと私自身感じております。逆に、町の自由度が増し、より地域に密着した対策がスピード感を持ってとれることになります。そうすれば、自ずと御船町議会による予算等の承認が必要となる事業も出てくることから、より透明性が増すことになると考えております。

○9番（福永 啓君） では、例えばこれは一例なのですが、どれほど増えるかは未知数ではありますが、廃棄物処理施設ができることによって、少なくとも交通量が増えますね。これまでの答弁でもあったとおり、以前の答弁でもあったとおりですが、何らかの対策は、これは必要不可欠なんでしょう。相当の財政的負担が必要となる可能性もあります。これらは町単独の負担となるのですか。広域連合や他4町が一部負担することはないのですか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

マミコウロード維持管理等に含めた町のライフライン整備に関して、基本的には町の負担になると考えます。当然、県道に関しては県と協議が必要ですが、県と町が応分の負担になると考えています。広域連合や他4町が一部を負担することは想定していません。

○9番（福永 啓君） そうしますと、御船町のみにはやはり財政負担がかかってくることにはなりません。町財政にとって不利になりませんか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

今回の計画変更は、施設の初期整備費用や維持管理経費の削減など、御船町を含む上益城広域連合を構成する5町が等しく財政的な利益を受ける部分があります。それに加えて御船町にとりましては、固定資産税や法人税等々、さらなる財政的な利益が大きく、計画が大きい計画変更でもあります。

方法論としては、御指摘の交通量の増加に対する対応や地域の活性化対策を含め、廃棄物処理施設建設により公が担うべき役割を全て上益城広域連合で担うことができないわけではありません。しかし、その場合、事業によって得られる果実も全て平等に分ける必要が出てまいります。結果的には、御船町にもたらされる事業効果が薄まるばかりか、御船町独自の事業に対する負担金の増や町の自由度、スピード感、透明性に欠けるなど、課題が生じてくると考えております。

○9番（福永 啓君） 論理的には理解できるところであります。これは御船町にできる施設ですから、地方自治の本旨の1つである団体自治の観点から言えば、これは以前の一般質問でも申し上げましたが、簡単に言えば、御船町という団体が自己の目的、意思及びこれを具体化すべき機関を持ち、独立してその地域内の行政を処理することです。

その観点から言えば、今町長がおっしゃった、そちらのほうがふさわしいと私は思うんです。しかし、すみません、私は御船町の議員ですのでしつこいかもしれませんが、果たして本当に町財政に対する有利な部分のみで、各課題解決ができるのだろうかと不安になります。上益城5町が利用する廃棄物処理施設であるにもかかわらず、御船町のみが財政的に過大な支出を迫られることには、これはなりはしませんか。いかがですか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

これまでの答弁でもたびたび申し上げていますが、今回の計画変更は当初の計画に比べて環境面及び財政面でも有利であると判断したので、計画の変更をしたわけであります。財政面におきましても、単に廃棄物処理施設建設で生じる課題に対応できる分のみの増収であれば、これは財政では有利とは言えません。民間事業者による施設整備に伴い、新たな雇用の場の創出や地域活性化など、長年の地域課題の解決につながっていくと思っております。

また、大きな予算を伴う周辺インフラの整備や維持管理についても、国の補助金や企業版ふるさと納税などのあらゆる財源確保し、検討を行い、御船町の財政に過度な負担がかからないように取り組んでまいりたいと思います。

○9番（福永 啓君） 計画上及び論理上はそうなのでしょう。一方でその計画が机上の空論に終わることがないように、捕らぬタヌキの皮算用とならないようにしなければなりません。町執行部としては、その部分はどのように考えますか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

町の役割として重要なことは、議員が御心配されているような結果とならないように、今回の事業の成果が、結果的に地元住民の方のみならず、町民全体の福祉向上につながるように取り組んでいくことだと考えております。

○9番（福永 啓君） 結局はその部分なんだと思うんです。仮に、ある事業計画があって、その後によりよい事業計画が策定できたとするのであれば、それは当然によりよい事業計画に計画変更しなければなりません。今回、事業計画が変更された廃棄物事業ですけど、確かに私個人としても、現時点では、この新たな計画自体は以前の計画に比べ、よい計画になっているとは感じます。しかし一方で、本当にその計画どおりにできるのだろうか。結局は迷惑施設を押し付けられているだけではないかなどとあって、不安はつきまわってしまっているですね。恐らく多くの住民の方々も同じ思いではないかなと思います。

これまでの答弁をお聞きしても、今後町の果たすべき役割は大きくなっていくと感じます。そうであるのならば、当然御船町議会が果たすべき役割も大きくなっていくわけです。議員としましても、また御船町議会といたしましても、今以上にこの計画を精査し、事業計画自体が本当によりよいものなのかどうか判断しなければなりません。そしてもし仮に、よりよい計画であったとするならば、本当にその計画がよりよいものとして進むように。いやそれ以上に、さらによりよいものとして実現するようにしなければなりません。そして、今まさに町長がおっしゃったように、この事業を地域住民の方々を含め、御船町全体の福祉の向上につなげていかなければならないとは感じます。

さて、今申し上げましたとおり、これまでの答弁を踏まえますと、今後町の役割が大きくなるとともに、町が独自でやっていく事業が多くなっていくように感じました。町が担う役割としては2つの部分になると思います。1つは、先ほどちょっとお話ししましたけれども、交通量の増加対策をはじめとする廃棄物処分施設ができることによる課題に対

応する事業、そしてあと1つが、廃棄物処分施設ができることによる財政的有利な部分を利用した地域及び町の活性化事業なのです。

まず最初、廃棄物処分施設ができることによる課題に対応する事業としては、町はどのようなものを想定し、今後どのように進めていく計画でしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

現時点において、町が対応すべき主な事業としましては、マミコウロードなどの周辺インフラの整備、それから地域活性化などが想定されています。その中で、お尋ねの廃棄物処理施設ができることによる課題に対応する事業としては、主に周辺インフラの整備それから交通安全対策等もまた想定をしているところです。

前回の一般質問でも申し上げましたけれども、5月31日に環境アセスメントへの意見や、施設整備に伴う御船町の課題整理、それから対策を講じるため、役場全体で構成いたします検討本部を設置いたしました。また、この検討本部の中には周辺インフラの整備や交通安全対策などを検討するワーキングチームを編成しています。まだ、具体的な事業の内容それからスケジュール、予算規模等の検討はこれからでありますけれども、この枠組みの中で、地域住民の皆様のお考えをしっかりと伺いながら、取り組んでまいりたいと考えています。

○9番（福永 啓君） 環境保全の対策についてはいかがですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

必要な環境保全の対策につきましても、環境アセスメントの結果、また過程を注視しながら、町として対応が必要な課題が生じた際には、検討本部等またワーキング等で対策の検討を進めてまいります。

○9番（福永 啓君） 続きまして、廃棄物処分施設ができることによる財政的な有利な部分を利用した地域及び町の活性化事業としてはどのようなものを想定し、今後どのように進めていく計画でしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

ただ今申し上げました検討本部の中には、地域活性化等を検討するワーキングチームを編成しております。その枠組みを中心に進めてまいる予定です。また、特に地域活性化策の展開につきましては、課題整理や事業の提案、組み立てを行う中で、地元住民の御意見、それから御要望など、住民ニーズを踏まえたものにする必要がございますので、地元

住民の方とともに活性化について協議ができる、いわゆる地域協議会などの仕組みづくりも、早急に取り組んでまいります。

○9番（福永 啓君） この地域づくり、町の活性化事業なのですが、現時点、今何か地域づくりのビジョンや地域活性化に資する事業計画などを考えているものはありますか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

現時点において、地域づくりビジョンや地域活性化の事業計画など、具体的にお知らせするものではありませんけれども、しかしながら、あらかじめ行政側の検討本部やワーキングチームで作成したものを地域に提示し、一方的に理解を求める形ではなく、地域協議会などの仕組みにより地域の御意見をお伺いしながら、住民の皆様とアイデアを出し合い、行政と住民とが協働でよい形の地域づくりビジョンや地域活性化に資する事業計画を作り上げてまいりたいと思っております。

また、このような取組みを行うため、先般、南関町のエコア立地時における行政と地域の取組みを学びに、南関町役場に職員を勉強に行かせました。南関町においても施設の建設に、当初は反対運動があったことですが、環境アセスメントに基づく環境保全対策が適正に行われることで理解が示され、地域の支援策についても、住民と行政とが議論を共に作り上げ、検討がなされたことにより、住民ニーズが反映されたものになったと報告を受けております。

今後、廃棄物処理建設に伴う地域活性化への取組みの事例は、南関町以外にも全国にあると思います。施設の立地が予定されている町として、研修に赴き、よい部分は積極的に取り入れていかなければならないと考えております。

○9番（福永 啓君） そうですね。このような事業でありますからこそ、古い形といいますか、町長がもう就任当時から批判されていた、何か町が見学して、地域住民に知らせて、そして理解をお願いすると、というような形ではなくて、今、まさに町長がおっしゃったように、地域づくりのビジョンから事業計画に至るまで、本当の意味で地域住民とともに作り上げていただきたいと思っております。

さて、これまでの議論を踏まえますと、今後、廃棄物処理施設建設に関する町独自の予算、町独自の事業が提案されることが、これは想定されていると思います。6月会議の修正動議のようなことにもならないためにも、この一般質問に対する答弁のみではなく、議会の全員協議会等、議会に対して、町と広域連合の役割分担の変化、今おっしゃったよ

うな、についてなどの説明が必要だと思うのですが、いかがですか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、今後は広域連合が主体にと申し上げました当事は、まだ十分に町、広域連合の役割分担が整理できてない部分がありました。その後、町と広域連合の役割分担の変化につきましても、町、議会との相互理解が十分に図ることができなかつたことが6月会議における修正動議につながったと思っております。

議員御指摘のとおり、今後廃棄物処理施設建設に関して、課題解決等に資する事業予算案や地域活性化等の予算案等、町独自の予算案を想定しております。今回の一般質問を含め、議会や町民の皆様に対して、今後とも丁寧な説明を続け、理解をしていただけるように努力してまいります。

そして、できますなら議会に対しても、委員会や全員協議会などにおいてお時間をいただき、町と広域連合の役割分担の変化についてなど改めて説明しながら、前に進んでまいりたいと思っております。

○9番（福永 啓君） 今回の一般質問を通して、これまで私どもの理解に対して、町と広域連合の役割分担に大きな変化が生じていることが実感できました。その変化につきましても、私個人としては、今までの答弁を重ねた上で、一定程度理解することはできましたが、そもそもこの役割分担の変化が果たしてよい変化なのかどうかについては、これは多様な評価があり得ると思います。

しかし、確実に町独自の役割が一定程度増えることが想定されますので、自ずと御船町も主体的な判断が求められます。今回の一般質問を通して、今後とも町民の代弁者として、この新たな事業計画をしっかりと精査し、仮に計画がよりよいものであった場合は、さらにより形へ進んでいきますよう、議員活動、議会活動を努めていかなければならないことを実感いたしました。

先ほど町長がおっしゃったように、議会に対しましても丁寧にこの変化について御説明していただきたいと思っております。

これをもちまして、一般質問を終わります。

○環境保全課長（鶴野修一君） 一般質問は終わりましたが、先ほどの福永議員の御質問の中で環境アセス後、環境保全協定、立地協定等に進むことが想定されるが、広域連合が結ぶわけではないかという御質問の中で、私が、環境アセスメント実施等に向けた基本協定の

締結日を令和3年3月28日と御説明しましたが、令和4年の誤りですので、修正してお詫び申し上げます。